

第6回土浦市・新治村合併協議会

平成 16 年 9 月 28 日

目 次

協議事項（議事）

議案第19号	財産の取扱いについて……………	P1
議案第20号	地方税の取扱いについて……………	P17
議案第21号	慣行の取扱いについて……………	P27
議案第22号	女性政策事業について……………	P34
議案第23号	国際交流・友好都市事業について……………	P45
議案第24号	地区長・コミュニティ関係事業について……………	P50
議案第25号	納税関係事業について……………	P57
議案第26号	防犯・交通安全関係事業について……………	P62
議案第14号	新市建設計画（新市将来構想案）について……………	P69
次回の日程について……………		P70

3 協 議 事 項

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目	5	協定項目名	財産の取扱い
専門部会名	企画部会・総務部会	分科会名	財政分科会・管財分科会
調整方針	新治村の財産及び債務については、すべて土浦市に引き継ぐものとする。		

参考事項

項目	現		況	
	土 浦 市		新 治 村	
公有財産	【土地】 2,457,065.71㎡		【土地】 1,096,647.71㎡	
	【建物】	木造 10,567.83㎡ 非木造 374,464.82㎡ 合計 385,032.65㎡	【建物】	木造 2,377.39㎡ 非木造 26,272.99㎡ 合計 28,650.38㎡
	【有価証券】	(株)茨城放送株券 960千円 (株)茨城計算センター株券 500千円 土浦ケーブルテレビ(株)株券 10,000千円 有価証券合計 11,460千円	【有価証券】	無し
	【出資による権利】(平成15年度末現在)	出資金 茨城県農業信用基金協会 6,930千円 社会福祉法人茨城県文化福祉事業団 494千円 茨城県住宅供給公社 500千円 土浦市土地開発公社 1,000千円 土浦都市開発(株) 90,000千円	【出資による権利】(平成15年度末現在)	出資金 茨城県農業信用基金協会 4,150千円 社会福祉法人茨城県文化福祉事業団 80千円 新治村土地開発公社 5,000千円

項 目	現 況			
	土 浦 市	新 治 村		
公 有 財 産	出捐金	出捐金		
	(財)茨城県建設技術公社	1 0 0 千円	(財)茨城県建設技術公社	3 0 千円
	(財)茨城県労働者信用基金協会	6 , 8 6 0 千円	(財)茨城県労働者信用基金協会	5 3 0 千円
	茨城県信用保証協会	1 0 9 , 8 8 0 千円	茨城県信用保証協会	4 , 5 7 3 千円
	(財)茨城県勤労者育英基金	1 6 , 3 1 7 千円	(財)茨城県勤労者育英基金	7 2 3 千円
	(財)土浦市住宅公社	1 , 0 0 0 千円	(財)茨城県中小企業振興公社	1 , 1 7 0 千円
	(財)土浦市産業文化事業団	3 , 0 0 0 千円	(財)茨城県消防協会	1 7 0 千円
	(財)茨城県中小企業振興公社	8 , 4 7 0 千円	(財)いばらき腎バンク	4 2 0 千円
	(財)茨城県消防協会	1 , 0 4 3 千円	(財)茨城わくわく財団	2 5 0 千円
	(財)いばらき腎バンク	4 , 1 4 0 千円	(財)茨城県国際交流協会	4 8 6 千円
	(財)茨城わくわく財団	1 , 9 0 0 千円	(財)茨城県農業担い手育成基金	2 , 9 4 5 千円
	(財)茨城県国際交流協会	4 , 0 0 1 千円	(社)酪農ヘルパー茨城県協会	3 2 0 千円
	(財)茨城県暴力追放推進センター	3 , 8 2 7 千円	新治村農業公社	5 0 , 0 0 0 千円
	(財)茨城県農業担い手育成基金	1 2 , 4 4 0 千円		
	預託金		寄託金	
	(社)茨城県畜産協会預託金	5 0 千円	茨城県信用保証協会	2 , 3 8 7 千円
寄託金				
茨城県信用保証協会	4 7 , 4 3 3 千円			
出資による権利合計	3 1 9 , 3 8 5 千円	出資による権利合計	7 3 , 2 3 4 千円	
物 品	1 事務用机	-	1 事務用机	-
	2 事務用椅子	-	2 事務用椅子	-
	3 卓子類	6 9	3 卓子類	2
	4 椅子類	1	4 椅子類	-
	5 棚類	5 4	5 棚類	3
	6 箱類	7 6	6 箱類	6
	7 その他室内用品類	4 1	7 その他室内用品類	-

現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村
物 品	8 計器類 5 8 9 機械類 4 4 3 10 器具類 4 5 9 11 車両 2 9 3 12 印章版木類 - 13 図書類 3 14 雑器具類 3 6 15 教育用品類 3 6 2 <u>合 計 1 , 8 9 5</u> 取得金額 3 0 万円以上の物品を記載。	8 計器類 2 9 機械類 3 3 10 器具類 2 2 11 車両 5 4 12 印章版木類 - 13 図書類 - 14 雑器具類 - 15 教育用品類 1 7 <u>合 計 1 3 9</u> 取得金額 3 0 万円以上の物品を記載。
債 権	【平成 1 5 年度末 貸付金残高】 高齢者住宅整備資金貸付金 1 3 , 1 6 3 千円 障害者住宅整備資金貸付金 2 , 0 1 7 千円 地域総合整備資金貸付金 1 8 0 , 0 0 0 千円 高額療養費貸付金 5 , 2 2 5 千円 国民健康保険出産費資金貸付金 8 1 0 千円 <u>合 計 2 0 1 , 2 1 5 千円</u>	【平成 1 5 年度末 貸付金残高】 住宅新築資金貸付金 1 4 0 , 3 6 0 千円 <u>合 計 1 4 0 , 3 6 0 千円</u>
基 金	【平成 1 5 年度末 基金残高】 財政調整基金 2 , 1 5 4 , 1 0 8 千円 土地開発基金 2 , 3 9 9 , 1 9 1 千円 用品調達基金 3 , 5 0 1 千円 文化振興基金 2 4 7 , 5 6 0 千円 奨学基金 5 , 9 6 8 千円 高額療養費貸付基金 1 3 , 0 0 0 千円 公共施設整備基金 2 1 0 , 1 7 0 千円	【平成 1 5 年度末 基金残高】 財政調整基金 3 7 1 , 0 0 0 千円 土地開発基金 1 7 7 , 5 0 0 千円 財源対策償還基金 1 0 7 , 2 1 8 千円 地域福祉基金 1 7 0 , 2 1 3 千円 ふるさと創生基金 1 1 4 , 0 8 4 千円 ふるさと創生人材育成基金 3 7 , 3 0 0 千円 美術館建設基金 4 0 , 0 0 0 千円

		現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村		
基 金	庁舎建設基金	4,198,166千円	国民健康保険支払準備基金	74,129千円
	市債管理基金	1,636,192千円		
	社会福祉事業基金	482,820千円		
	まちづくり推進基金	828,090千円		
	緑化基金	93,395千円		
	国民健康保険出産費資金貸付基金	2,700千円		
	介護給付費準備基金	593,380千円		
	<u>合 計</u>	<u>12,868,244千円</u>	<u>合 計</u>	<u>1,091,444千円</u>
債 務	【平成15年度末 地方債残高】(H16.5.31現在)		【平成15年度末 地方債残高】(H16.5.31現在)	
	一般会計債	44,349,095千円	一般会計債	3,318,138千円
	特別会計債		特別会計債	
	・公共用地先行取得事業	3,875,395千円	・公共用地先行取得事業	891,000千円
	・駐車場事業	3,304,089千円	・下水道事業	2,942,255千円
	・下水道事業	30,030,929千円	・農業集落排水事業	205,369千円
	・公設地方卸売市場事業	1,079,846千円	水道会計債	1,522,749千円
	・農業集落排水事業	30,300千円		
	水道会計債	5,870,602千円		
	<u>合 計</u>	<u>88,540,256千円</u>	<u>合 計</u>	<u>8,879,511千円</u>
【平成15年度末 債務負担行為設定状況】(限度額)		【平成15年度末 債務負担行為設定状況】(限度額)		
1 債務負担行為		1 債務負担行為		
・平成3年度農道整備事業受益者補助金 (平成17年度まで)	114,979千円	・水資源開発公団施行霞ヶ浦用水事業負担金 (平成30年度まで)	284,103千円	
・常名第2地区かんがい排水事業受益者補助金 (平成17年度まで)	19,901千円	・国施行霞ヶ浦用水事業負担金 (平成41年度まで)	659,057千円	
		<u>合 計</u>	<u>943,160千円</u>	

		現 況	
項 目	土 浦 市	新 治 村	
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田瀬戸地区かんがい排水事業受益者補助金 (平成17年度まで) 7,652千円 ・霞ヶ浦用水事業負担金 (平成41年度まで) 239,573千円 ・霞ヶ浦用水事業水源費負担金 (平成24年度まで) 2,164千円 ・県営かんがい排水事業負担金 (平成25年度まで) 71,495千円 ・建築確認支援システム機器装置賃借料 (平成17年度まで) 2,823千円 ・土地改良施設維持管理適正化事業負担金 (平成18年度まで) 4,652千円 ・第27期生土地改良施設維持管理適正化事業負担金 (平成19年度まで) 2,392千円 ・神立地区コミュニティセンター機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 504千円 ・支所出張所機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 681千円 ・つくしの家機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 756千円 ・保育所機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 2,306千円 ・都和児童館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 265千円 ・心身障害者福祉センター機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 756千円 ・保健センター機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 227千円 	2 債務保証及び損失補償	<ul style="list-style-type: none"> ・新治村土地開発公社事業資金借入金債務保証 370,000千円

		現 況	
項 目	土 浦 市	新 治 村	
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・市営霊園管理事務所機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,260千円 ・清掃センター機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,512千円 ・最終処分場施設保安警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,890千円 ・勤労青少年ホーム機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 341千円 ・亀城公園管理事務所機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,166千円 ・教育委員会庁舎機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,286千円 ・小学校機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 4,366千円 ・中学校機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 2,174千円 ・幼稚園機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 1,475千円 ・考古資料館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 303千円 ・一中地区公民館機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 567千円 ・二中地区公民館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 416千円 ・三中地区学習等供用施設機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 246千円 ・四中地区学習等供用施設機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 378千円 		

		現 況	
項 目	土 浦 市	新 治 村	
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・上大津公民館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 171千円 ・六中地区学習等供用施設機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 246千円 ・都和公民館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 265千円 ・博物館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 938千円 ・武道館機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 189千円 ・川口運動公園機械警備業務委託料 (平成19年度まで) 1,827千円 ・第一給食センター機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 454千円 ・第二給食センター機械警備業務委託料 (平成17年度まで) 454千円 ・風車地区花壇設置及び管理委託料 (平成17年度) 2,800千円 ・平成3年度仮称木田余小学校用地取得事業について 土浦市住宅公社と委託契約を締結する (平成16年度) 627,543千円 ・平成4年度総合運動公園建設用地取得事業について 土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成20年度まで) 333,540千円 ・平成4年度中央一丁目市街地再開発用地取得事業に ついて土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成18年度まで) 1,082,050千円 		

現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成16年度) 417,738千円 ・平成5年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成20年度まで) 383,476千円 ・平成6年度今泉霊園拡張用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成20年度まで) 565,813千円 ・平成6年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成16年度) 163,023千円 ・平成6年度総合運動公園外周道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成16年度) 22,938千円 ・平成7年度今泉霊園拡張事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成17年度まで) 310,860千円 ・平成8年度今泉霊園拡張事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成20年度まで) 419,438千円 ・平成8年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成17年度まで) 85,399千円 ・平成8年度総合運動公園外周道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する (平成17年度まで) 34,295千円 	

現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度荒川沖西口自転車駐車場用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成20年度まで） 78,112千円 ・平成9年度今泉霊園拡張事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成20年度まで） 37,214千円 ・平成9年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成18年度まで） 4,516千円 ・平成9年度総合運動公園外周道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成18年度まで） 11,592千円 ・平成11年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成16年度） 16,164千円 ・平成11年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成16年度） 12,739千円 ・平成11年度総合運動公園外周道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成16年度） 3,570千円 ・平成12年度土浦駅前北地区再開発事業用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成16年度） 681,772千円 ・平成12年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する（平成17年度まで） 2,210千円 	

現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成17年度まで) 23,549千円 ・平成13年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成17年度まで) 1,036千円 ・平成14年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成17年度まで) 2,773千円 ・平成16年度総合運動公園建設用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成19年度まで) 456,193千円 ・平成16年度都市計画道路常名虫掛線道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成19年度まで) 33,423千円 ・平成16年度総合運動公園外周道路用地取得事業について土浦市土地開発公社と委託契約を締結する(平成19年度まで) 27,890千円 <li style="text-align: right;">合 計 6,334,716千円 <p>2 債務保証及び損失補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人土浦市住宅公社事業資金借入金損失補償金 6,500,000千円 ・土浦市土地開発公社事業資金借入金債務保証 10,000,000千円 ・財団法人土浦市産業文化事業団が、金融機関から受ける融資に対する損失補償(平成18年度まで) 借入金357,823千円に対する元金及び利子の合計額 	

現 況		
項 目	土 浦 市	新 治 村
債 務	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人土浦市産業文化事業団が、財団法人民間都市開発推進機構から融資を受ける際に金融機関から受ける融資に対する損失補償 (平成23年度まで) 351,500千円 3 連帯債務 ・平成15年度における地方債証券の共同発行により生じる連帯債務(平成15年度茨城県市町村共同公募債)(平成20年度まで) 元金2,900,000千円及びこれに対する利子相当額 	

【財産の取扱いに関する法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したときは、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

（地方債）

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは、貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるときでなければ、これを信託してはならない。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式、社債（特別の法律により設立した法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 不動産の信託の受益権

(第 2 項省略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体に公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

(物品)

第 2 3 9 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (2) 公有財産に属するもの
- (3) 基金に属するもの

(第 2 項～第 3 項省略)

4 前 2 項に定めのあるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(債権)

第 2 4 0 条 この法律において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(第 2 項～第 4 項省略)

(基金)

第 2 4 1 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため基金を設けることができる。

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効果的に運用しなければならない。
- 3 第1項の規定により特定の目的のため財産を取得し、又は資金を積み立てるため基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出に計上しなければならない。
- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第2項から前項まで定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

【他地域の事例】

【協定項目：財産の取扱い】		
新市名称	関係市町村	調整方針
潮来市 (H13.4.1)	潮来町 牛堀町	牛堀町の財産(権利及び義務を含む)は、すべて潮来町に引き継ぎものとする。
つくば市 (H14.11.1)	つくば市 荃崎町	荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。
常陸大宮市 (H16.10.16)	大宮町 山方町 美和村 緒川村 御前山村	山方町、美和村、緒川村、御前山村の所有する財産(権利及び義務を含む)は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、類似の基金等については合併時に統合することとし、統合困難なものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
日立市 (H16.11.1)	日立市 十王町	十王町の財産及び公の施設については、すべて日立市に引き継ぐものとする。
常陸太田市 (H16.12.1)	常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村	1 金砂郷町、水府村及び里美村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 久米財産区有財産、金郷財産区有財産、金砂財産区有財産及び小里財産区有財産は、それぞれの財産区有財産として、新市に引き継ぐものとする。

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	9	協定項目名	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	市民税・資産税分科会
調整方針	<p>1 個人市町村民税及び法人市町村民税については、合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一する。</p> <p>2 固定資産税については、合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一する。ただし、評価方法等の統一は、平成21年度とする。</p> <p>3 軽自動車税については、合併時に土浦市の制度に統一する。</p>		

参考事項

現 況		具体的な調整方法																											
項 目	土 浦 市																												
個人市町村民税	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人 (均等割+所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 (均等割) <p>【税 率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">均等割 (標準税率)</td> <td>3,000 円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割 (標準 税率)</td> <td>課税所得金額等が200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額等が200万円を超える金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額等が700万円を超える金額</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納 期】</p> <p>第1期 6月21日～同月30日まで 第2期 8月21日～同月31日まで</p>	区 分		税率等	均等割 (標準税率)		3,000 円/年	所得割 (標準 税率)	課税所得金額等が200万円以下の金額	100分の3	課税所得金額等が200万円を超える金額	100分の8	課税所得金額等が700万円を超える金額	100分の12	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内に住所を有する個人 (均等割+所得割) 村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 (均等割) <p>【税 率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">均等割 (標準税率)</td> <td>3,000 円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割 (標準 税率)</td> <td>課税所得金額等が200万円以下</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額等が200万円を超える金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額等が700万円を超える金額</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納 期】</p> <p>第1期 6月21日～同月30日まで 第2期 8月 1日～同月31日まで</p>	区 分		税率等	均等割 (標準税率)		3,000 円/年	所得割 (標準 税率)	課税所得金額等が200万円以下	100分の3	課税所得金額等が200万円を超える金額	100分の8	課税所得金額等が700万円を超える金額	100分の12	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から統一する。</p>
区 分		税率等																											
均等割 (標準税率)		3,000 円/年																											
所得割 (標準 税率)	課税所得金額等が200万円以下の金額	100分の3																											
	課税所得金額等が200万円を超える金額	100分の8																											
	課税所得金額等が700万円を超える金額	100分の12																											
区 分		税率等																											
均等割 (標準税率)		3,000 円/年																											
所得割 (標準 税率)	課税所得金額等が200万円以下	100分の3																											
	課税所得金額等が200万円を超える金額	100分の8																											
	課税所得金額等が700万円を超える金額	100分の12																											

		現 況																																																													
項 目	土 浦 市	新 治 村			具体的な調整方法																																																										
個人市町村民税	第3期 10月21日～同月31日まで 第4期 翌年1月21日～同月31日まで 【減 免】 制度あり	第3期 10月 1日～同月31日まで 第4期 12月 1日～同月31日まで 【減 免】 制度あり																																																													
法人市町村民税	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割＋所得割） ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割） <p>【税 率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割額（標準税率×1.2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業員数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>49.2万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>19.2万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>15.6万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>14.4万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割額 14.7%（制限税率） <p>【減 免】 制度あり</p>	資本等の金額	従業員数	税 率	50億円超	50人超	360万円	10億円超50億円以下	50人超	210万円	10億円超	50人以下	49.2万円	1億円超10億円以下	50人超	48万円	1億円超10億円以下	50人以下	19.2万円	1千万円超1億円以下	50人超	18万円	1千万円超1億円以下	50人以下	15.6万円	1千万円以下	50人超	14.4万円	上記に掲げる法人以外の法人等		6万円	<p>【納税義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内に事務所又は事業所を有する法人（均等割＋所得割） ・村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割） <p>【税 率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割額（標準税率） <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業員数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割額 12.3%（標準税率） <p>【減 免】 制度あり</p>	資本等の金額	従業員数	税 率	50億円超	50人超	300万円	10億円超50億円以下	50人超	175万円	10億円超	50人以下	41万円	1億円超10億円以下	50人超	40万円	1億円超10億円以下	50人以下	16万円	1千万円超1億円以下	50人超	15万円	1千万円超1億円以下	50人以下	13万円	1千万円以下	50人超	12万円	上記に掲げる法人以外の法人等		5万円	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から統一する。</p>
資本等の金額	従業員数	税 率																																																													
50億円超	50人超	360万円																																																													
10億円超50億円以下	50人超	210万円																																																													
10億円超	50人以下	49.2万円																																																													
1億円超10億円以下	50人超	48万円																																																													
1億円超10億円以下	50人以下	19.2万円																																																													
1千万円超1億円以下	50人超	18万円																																																													
1千万円超1億円以下	50人以下	15.6万円																																																													
1千万円以下	50人超	14.4万円																																																													
上記に掲げる法人以外の法人等		6万円																																																													
資本等の金額	従業員数	税 率																																																													
50億円超	50人超	300万円																																																													
10億円超50億円以下	50人超	175万円																																																													
10億円超	50人以下	41万円																																																													
1億円超10億円以下	50人超	40万円																																																													
1億円超10億円以下	50人以下	16万円																																																													
1千万円超1億円以下	50人超	15万円																																																													
1千万円超1億円以下	50人以下	13万円																																																													
1千万円以下	50人超	12万円																																																													
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円																																																													

		現 況		具体的な調整方法												
項 目		土 浦 市	新 治 村													
固定資産税		<p>【納税義務者】 1月1日において市内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>【税 率】 1.4% (標準税率)</p> <p>【納 期】 第1期 4月21日～同月30日まで 第2期 7月21日～同月31日まで 第3期 12月15日～同月25日まで 第4期 翌年2月21日～同月末日まで</p> <p>【評価方法】 ・土地 路線価及び状況類似方式 ・家屋 再建築価格方式 ・償却資産 減価率方式</p> <p>【減 免】 制度あり</p>	<p>【納税義務者】 1月1日において村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者</p> <p>【税 率】 1.4% (標準税率)</p> <p>【納 期】 第1期 4月21日～同月30日まで 第2期 7月 1日～同月31日まで 第3期 9月 1日～同月30日まで 第4期 11月1日～同月30日まで</p> <p>【評価方法】 ・土地 状況類似方式 ・家屋 再建築価格方式 ・償却資産 減価率方式</p> <p>【減 免】 制度あり</p>	<p>合併の翌年度に土浦市の制度に統一する。 ただし、評価方法、電算システム、課税標準等については、平成21年度賦課から土浦市の制度に統一する。</p>												
軽自動車税		<p>【納税義務者】 軽自動車等の所有者又は使用者 (賦課期日：4月1日)</p> <p>【税 率】 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>二輪のもので総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6Kw以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.05ℓを超0.09ℓ以下又は定格出力0.6Kw超0.8Kw以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8Kw超</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25Kw超</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	税 率	原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6Kw以下	1,000円	二輪のもので総排気量0.05ℓを超0.09ℓ以下又は定格出力0.6Kw超0.8Kw以下	1,200円	二輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8Kw超	1,600円	三輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25Kw超	2,500円		<p>現行のとおりとする。 ただし、標識 (ナンバープレート) の取扱いについては、登録・廃車手続の際に統一する。</p>
区 分	種 別	税 率														
原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6Kw以下	1,000円														
	二輪のもので総排気量0.05ℓを超0.09ℓ以下又は定格出力0.6Kw超0.8Kw以下	1,200円														
	二輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8Kw超	1,600円														
	三輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25Kw超	2,500円														

現 況		具体的な調整方法																										
項 目	土 浦 市		新 治 村																									
軽自動車税	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪のもの（側車付のもの含む）</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上乗用のもので営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上乗用のもので自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上貨物用のもので営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上貨物用のもので自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもので二輪のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもので総排気量が10を超えるもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table>	軽自動車	二輪のもの（側車付のもの含む）	2,400円	三輪のもの	3,100円	四輪以上乗用のもので営業用	5,500円	四輪以上乗用のもので自家用	7,200円	四輪以上貨物用のもので営業用	3,000円	四輪以上貨物用のもので自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもので二輪のもの	1,600円	農耕作業用のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のもの	2,400円	農耕作業用のもので総排気量が10を超えるもの	3,100円	その他のもの	4,700円	二輪の小型自動車	4,000円			合併時に土浦市の制度に統一する。
	軽自動車		二輪のもの（側車付のもの含む）	2,400円																								
			三輪のもの	3,100円																								
四輪以上乗用のもので営業用			5,500円																									
四輪以上乗用のもので自家用			7,200円																									
四輪以上貨物用のもので営業用			3,000円																									
四輪以上貨物用のもので自家用		4,000円																										
小型特殊自動車	農耕作業用のもので二輪のもの	1,600円																										
	農耕作業用のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のもの	2,400円																										
	農耕作業用のもので総排気量が10を超えるもの	3,100円																										
	その他のもの	4,700円																										
二輪の小型自動車	4,000円																											
<p>【納 期】 5月21日～同月31日</p>	<p>【納 期】 5月21日～同月31日</p>																											
<p>【ナンバープレートの再交付・弁償金】 (き損又は亡失が故意又は過失に基づくとき) 300円</p>	<p>【ナンバープレートの再交付・弁償金】 (き損又は亡失が故意又は過失に基づくとき) 500円</p>																											
市町村たばこ税	<p>【納税義務者】 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>【税 率】 一定税率 旧3級品以外のたばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品のたばこ 1,000本につき1,412円</p> <p>【納 期】 当月の販売分を翌月末日までに納付</p>		現行のとおりとする。																									
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法改正により平成15年から新規課税停止。 ・徴収猶予の状況 18件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法改正により平成15年から新規課税停止。 	合併の翌年度に土浦市の制度に統一する。																									

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
特別土地保有税	・特別土地保有税審議会（平成15年度に自治法に基づく審議会を設置）	設置無し。	
市県民税及び村県民税申告 （平成16年度）	【受付期間】 市県民税申告 2月 2日～3月15日 確定申告 2月16日～3月15日 【受付場所】 本庁・中学校区コミュニティセンター	【受付期間】 村県民税申告 2月16日～3月15日 確定申告 2月16日～3月15日 【受付場所】 役場	合併時に土浦市の制度に統一する。 受付場所については、新治地区住民の利便性に配慮する。

【地方税の取扱いに関する法令】

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税法

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。

(所得割の税率)

第314条の3 所得割は、下表の左欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

(1) 200万円以下の金額	100分の3
(2) 200万円を超える金額	100分の8
(3) 700万円を超える金額	100分の12

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第320条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の下表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税 率	法人等の区分	税 率
資本等の金額が50億円を超える法人で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの	年額300万円	資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額15万円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額175万円	資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額13万円
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額41万円	資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額12万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額40万円	前号に掲げる法人以外の法人等	年額5万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額16万円		

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

(固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税（第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(たばこ税の税率)

第468条 たばこ税の税率は、1000本につき2,743円とする。

【他地域の事例】

【協定項目：地方税の取扱い】



新市名称	関係市町村	調整方針
<p>潮来市 (H13.4.1)</p>	<p>潮来町 牛堀町</p>	<p>地方税は、潮来町の制度に統一するものとする。ただし、 (1) 都市計画税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併する年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とする。 (2) 国民健康保険税の税率は、合併時に調整し統一する。</p>
<p>つくば市 (H14.11.1)</p>	<p>つくば市 荃崎町</p>	<p>地方税の税率については、つくば市の制度に統一するものとする。ただし、 (1) 個人市町民税の均等割及び法人市町民税の法人割合については、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とする。 (2) 国民保健税の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。</p>
<p>日立市 (H16.11.1)</p>	<p>日立市 十王町</p>	<p>十王町の地方税については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、次の事項については、当該各項に掲げるところによる。 (1) 個人市民税及び法人市民税については、合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度から統一するものとする。 (2) 入湯税の課税免除については、合併日から十王町の基準を適用するものとする。</p>
<p>常陸太田市 (H16.12.1)</p>	<p>常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村</p>	<p>(1) 個人市民税は、均等割・所得割とも標準税率とする。 (2) 市民税の法人割の税率については、常陸太田市の制度に統一する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施、現行の税率を適用する。 (3) 鉾山税については、合併時に常陸太田市の制度に統一する。 (4) 入湯税については、合併時に常陸太田市の制度に統一する。 (5) 都市計画税については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。 (6) 軽自動車税については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一</p>

新市名称	関係市町村	調整方針
		<p>する。</p> <p>(7) 固定資産税については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。</p> <p>ただし、固定資産税の課税免除については、金砂郷町・里美村の例をもとに調整し、合併の翌年度に適用する。</p> <p>(8) 納期については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。</p>
<p>水戸市 (H17. 2. 1)</p>	<p>水戸市 内原町</p>	<p>(1) 地方税は、水戸市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <p>① 法人市民税の均等割及び法人割については、市町村の合併の特例に関する第10条第1項により、合併年度及びこれに続く3カ年度は、現行どおりとする。</p> <p>② 都市計画税については、市町村の合併に関する法律第10条第1項により、合併年度は課税免除し、これに続く3カ年度は0.1%とする。</p> <p>(2) 内原町の税納期前納付に対する報奨金は廃止する。</p>
<p>柏市 (H17. 3. 28)</p>	<p>柏市 沼南町</p>	<p>(1) 両市町で違いのない税制度については、現行のとおり取り扱う。</p> <p>(2) 両市町で違いのある税制度については、次のとおり取り扱う。</p> <p>ア. 納期、減免事由及び弁償金については、柏市の制度を適用する。</p> <p>イ. 法人市民税法人割の税率については、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施し、その翌年度から柏市の制度を適用する。</p> <p>ウ. 沼南地域に新たに課税される事業所税については、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く3年度は課税を免除することとし、その翌年度から柏市の制度を適用する。</p>

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	19	協定項目名	慣行の取扱い
専門部会名	総務部会・市民生活部会	分科会名	秘書分科会・総務分科会・市民生活分科会
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章については、土浦市の制度に統一するものとする。 2 市の木、鳥については、両市村の現行のものとし、市の花については、「サクラ」を新市の花とする。 3 各種宣言については、合併時に土浦市の制度に統一するものとする。 4 儀式、表彰制度については、合併時に土浦市の制度に統一するものとする。 		

参考事項

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
市 村 章	 <p style="text-align: center;">「土」という文字を巧みに図案化したもので、霞ヶ浦のさざなみと、桜川にうつる桜の花弁で、優雅な美を画き外輪の円は平和を意味し、市民の協和と伸び行く市勢を端的に象徴したものである。</p> <p style="text-align: center;">（昭和17年6月8日制定）</p>	 <p style="text-align: center;">村章の円は平和をあらわし、平行四辺形は新治村の「に」を図案化し、調和と協力を象徴したものである。</p> <p style="text-align: center;">（昭和47年9月2日制定）</p>	<p>合併時に、土浦市の制度に統一する。</p>
木・花・鳥	<p>木：ポプラ 花：サクラ 鳥：ヨシキリ</p> <p style="text-align: center;">（昭和60年11月3日制定）</p>	<p>木：ケヤキ 花：キク 鳥：ウグイス</p> <p style="text-align: center;">（昭和60年7月1日制定）</p>	<p>市の木・鳥については、両市村の現行のものとし、市の花については、「サクラ」を新市の花とする。</p>

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
市村民憲章	<p>土浦市民憲章</p> <p>わたくしたちは 常陸野にたつ ゆるぎない筑波と 霞ヶ浦のひろがり を こころとして生きる 土浦の市民です</p> <p>この郷土に はぐくまれるわたしたちは 秩序あるさわやかな まちづくりをめざし 期待と ねがいをこめて ここに 市民憲章をさだめます</p> <p>1 たがいに信じ 助けあう あたたかいところを そだてま しょう</p> <p>1 からだをきたえ 仕事にはげみ あかるい家庭を きずきましょう</p> <p>1 自然を愛し 水とみどりの きれいなまちを つくりましょ う</p> <p>1 知性を高め 教養をつちかい 文化のみのりを ひろげましょ う</p> <p>1 伝統をふまえ 未来をみつめる 若い力を のばましょ う</p> <p>(昭和50年12月23日制定)</p>	<p>新治村民憲章</p> <p>私たちは、豊かな歴史と美しい自然に 恵まれた新治村民です。 私たちはこの村の住民であることに自 覚と責任をもち、豊かで住みよい活力の ある村をつくるために、ここに村民憲章 を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、きれいな水と緑につ つまれた美しい村をつくりましょ う。</p> <p>1 郷土の歴史と伝統を愛し、心豊かな 文化の香り高い村をつくりましょ う。</p> <p>1 スポーツに親しみ、健康な身体と明 るい心をつくりましょ う。</p> <p>1 力をあわせ助けあい、人の和をひろ げましょ う。</p> <p>1 強く正しい健全な子どもを育て、楽 しい家庭をつくりましょ う。</p> <p>(昭和60年9月1日制定)</p>	<p>合併時に土浦市の制度に 統一する。</p>

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
宣 言	<p>交通安全都市宣言 昭和37年3月6日</p> <p>非核平和都市宣言 昭和63年3月22日</p> <p>ゆとり宣言 平成2年6月6日</p> <p>土浦市環境都市宣言 平成5年3月23日</p> <p>青少年を覚せい剤等薬物乱用から守る街宣言 平成12年3月22日</p> <p>青色申告・納期内納税完納都市宣言 平成12年12月19日</p>	<p>交通安全の村宣言 平成2年12月19日</p> <p>税の期限内完納の村宣言 平成13年12月10日</p>	合併時に土浦市の制度に統一する。
儀 式	<p>自治功労表彰式</p> <p>市制施行記念式典(5年、10年ごと)</p>	村合併記念式典	合併時に土浦市の制度に統一する。
表 彰	<p>【名誉市民】</p> <p>広く社会・文化の進展に功績のあった市民又は本市に縁故深い者に対し、その功績と栄誉をたたえ、土浦市名誉市民の称号を贈り、もって本市の興隆に資する。</p>	無し。	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
	<p>【表 彰】</p> <p>(1) 自治表彰</p> <p>(2) 一般表彰</p> <p>(3) 市政功労表彰</p> <p>(4) 職員表彰</p> <p>【自治功労表彰】</p> <p>【寄付をした団体、個人に対する感謝状の贈呈】</p> <p>根拠：名誉市民条例 土浦市表彰条例</p>	<p>【表 彰】</p> <p>合併記念式典等において表彰</p> <p>根拠：表彰規定は無し。</p>	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。</p>

【他地域の事例】

【協定項目：納税関係事業】

新市名称	関係市町村	調整方針
<p>日立市 (H16.11.1)</p>	<p>日立市 十王町</p>	<p>1 市の紋章については、日立市の制度に統一するものとする。 2 市民の歌については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、十王町民の歌については、十王町の区域の愛唱歌として永く継承されるよう、所要の措置を講ずるものとする。 3 市の花、木、鳥、魚については、日立市の制度に統一するものとする。ただし、十王町の木(いぶき)については、「いぶき山イブキ樹叢(じゅそう)」が国の天然記念物に指定されていることから、市民に広く愛され親しまれるよう、所要の措置を講ずるものとする。 4 各種宣言については、日立市の制度に統一するものとする。 5 十王町民憲章については、十王町の区域の憲章として永く継承されるよう、所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>常陸太田市 (H16.12.1)</p>	<p>常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村</p>	<p>1 当面、常陸太田市の市章、市民憲章、市の木・花・鳥等を用いるものとし、合併後、新市において調整するものとする。 2 都市宣言については、新市においても引き続き継承するものとする。</p>
<p>前橋市 (H16.12.5)</p>	<p>前橋市 大胡町 宮城村 粕川村</p>	<p>(1) 市章 前橋市の制度に統一する。 (2) 市民憲章 前橋市の制度に統一する。 ただし、大胡町町民憲章、宮城村民憲章及び粕川村民憲章は、それぞれ大胡地区、宮城地区、粕川地区の憲章として伝承していく。 (3) 市の木及び花 前橋市の制度に統一する。 ただし、宮城村の木及び粕川村の木、大胡町の花及び粕川村の花は、それぞれ大胡地区、宮城地区、粕川地区の推奨の木及び花として伝承していく。 (4) 市の歌 前橋市の制度に統一する。 ただし、粕川村の歌は、粕川地区の愛唱歌として伝承していく。</p>

新市名称	関係市町村	調整方針
<p style="text-align: center;">柏市 (H17.3.28)</p>	<p style="text-align: center;">柏市 沼南町</p>	<p>(1) 市章については、柏市の市章によることとし、沼南町の町章は廃止する。ただし、沼南町の町章は、市勢要覧などにより記録にとどめる。</p> <p>(2) 市旗については、柏市のものに統一する。</p> <p>(3) 市の木については、「カシワ」及び「椎」を新市の木とする。</p> <p>(4) 市の花については、「シバザクラ」、「カタクリ」及び「ひまわり」を新市の花とする。</p> <p>(5) 市の鳥については、現行のとおり「オナガ」とする。</p> <p>(6) 「沼南町の歌」、「沼南音頭」については、地域の歌として継承する。</p> <p>(7) 沼南町名誉町民に関する条例については、廃止する。ただし、市勢要覧などにより記録にとどめる。</p> <p>(8) 表彰制度については、両市町の内容に違いがあるため、柏市の制度を適用する。</p> <p>(9) 市民憲章については、柏市の憲章を適用する。ただし、沼南町の憲章は、市勢要覧などにより記録にとどめる</p> <p>(10) 周年事業については、柏市の制度を適用する。</p> <p>(11) 平和都市宣言については、両市町に大きな違いがないので、柏市の宣言に統一する。ただし、沼南町の平和都市宣言は、市勢要覧などにより記録にとどめる。</p> <p>(12) 交通安全都市宣言については、柏市のみ実施しているため、新市においてこれを引き継ぐ。</p> <p>(13) 沼南町の環境保全に関する宣言については、廃棄物に関する法令が整備・強化されているが、中核市に移行されるまでの間、沼南区域に限定した宣言として継承する。</p>

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	23 - (1)	協定項目名	女性政策事業
専門部会名	企画部会	分科会名	女性行政分科会
調整方針	1 女性センター、女性行政（男女共同参画行政）男女共同参画推進事業及び女性団体の活動支援や交流については、合併時に土浦市の制度に統一するものとする。		

参考事項

事務事業名	現 況		具体的な調整方法
	土 浦 市	新 治 村	
女性センターの管理運営	<p>1 目的 男女共同参画社会に関する各種情報の収集及び学習機会の提供を行うとともに活動と交流のための拠点施設として運営する。</p> <p>2 平成9年10月1日開所 土浦市総合福祉会館7階</p> <p>3 施設の内容 研修室1・2、講習会議室、情報資料室、相談室1・2、子どもルーム、印刷室</p> <p>4 開館時間 午前8時30分から午後5時15分</p> <p>5 休館日 月曜日、祝日、年末年始</p> <p>6 貸館事業（研修室・講習会議室） (1) 女性問題解決等の学習・活動については、無料貸出。 (2) 目的外の使用については、有料。 (稽古事や営利目的には許可しない。)</p>	該当なし	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
事務事業名	土 浦 市	新 治 村	
女性センターの管理運営	7 図書等の貸出(男女共同参画に関するもの) (1) 蔵書約2,000冊、ビデオテープ60本 (2) 1人3冊(本)まで2週間以内		
女性行政(男女共同参画行政)	第2次つちうら女性プラン21の推進 1 目的 男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指す 2 計画の策定及び期間 平成13年度策定 平成13年度から22年度まで 前期(H13~H17) 後期(H18~H22) 3 基本目標 男女の人権の尊重と男女の共同参画に向けた意識改革 政策・立案等の立案及び決定過程への共同参画 職場・家庭・地域改革における共同参画の推進 心身の健康づくりの確保 国際理解と協力の促進 4 事業数 190事業(H15) 事業進捗率96.3% つちうら女性プラン21推進委員会 1 目的 第2次つちうら女性プラン21を効果的に推進する	該当なし	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
事務事業名	土 浦 市	新 治 村	
女性行政(男女共同参画行政)	<p>2 委員構成 学識経験者、各団体・国・県等 関係機関代表者、議員、助役等 15名以内で構成 現在14名</p> <p>3 任期 3年</p>		
男女共同参画推進事業	<p>講座及び講演会(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性センターフェスティバル ・自己発見講座 ・男性の生活セミナー(料理) ・女性の生活セミナー (木工大工、ライフプランニング等) ・起業したい女性の入門講座 ・子育てボランティア講座(県共催) <p>情報誌の発行(全戸配布)</p> <p>一時保育 講座には基本的に託児つき</p> <p>女性問題解決のための各種相談事業 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェミニスト相談 ・法律相談(女性弁護士) ・一般相談 ・電話相談 ・外国人相談 ・グループ検討会 	該当なし	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況		具体的な調整方法
事務事業名	土 浦 市	
女性団体の活動の 支援、交流	<p>土浦市女性団体連絡協議会との連携 及び活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の目的 市内の各女性団体・グループ等の 相互の連絡調整と協力を図り、個々 の活動を振興し、地域社会の向上・ 発展に寄与し、女性センターと男女 共同参画行政推進の共同作業を促進 するとともに会員相互の親睦を深め ること。 ・ 構成 21団体、2,925人 ・ 補助金 協議会運営費として250,000円の 補助 ・ 主な協力事業 各審議会・委員会等への女性委員 の参画促進 女性センター事業への協力・参加 日本女性会議への参加 男と女ハーモニーフォーラムへの 参加 男女共同参画ジョイントセミナー の参加 女性リーダー研修への参加 	<p>該当なし</p> <p>合併時に土浦市の制度に統一 する。</p>

【他地域の事例】

【協定項目：女性政策事業】		
新市名称	関係市町村	調整方針
十和田市 (H17. 1. 1)	十和田市 十和田湖町	女性政策については、現行の内容をもとに、新市において調整・実施するものとし、引き続き男女共同参画社会の推進を図っていく。
高松市 (H17. 3. 31)	高松市 塩江町	女性政策については、高松市の制度に統一する。
長野市 (H17. 1. 1)	長野市 大岡村 豊野町 戸隠村 鬼無里村	(男女共同参画事業の取扱い) 長野市の制度に統一する。 ただし、男女共同参画計画については、合併に併せ新たな計画を策定する。
米子市 (H17. 3. 31)	米子市 淀江町	1 男女共同参画推進計画については、現在の「米子市男女共同参画推進計画」をもとに、新市において策定するものとする。 2 男女共同参画センター及び男女共同参画センター活動コーディネーターについては、合併時に米子市の例により統合するものとする。 3 男女共同参画推進審議会については、合併時に米子市の例により統合するものとする。 なお、その委員については、新市においてその市域を考慮して任命するよう調整するものとする。

【女性行政事業に関する法令】

土浦市女性センター条例

(設置)

第1条 女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現を図るため、土浦市女性センター(以下「女性センター」という。)を土浦市大和町9番2号に設置する。

(業務)

第2条 女性センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 女性問題についての施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 女性問題についての情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 女性の自立及び社会参加の促進のための学習の場及び機会の提供に関すること。
- (4) 女性問題の相談に関すること。
- (5) 女性センターの施設(以下「施設」という。)の利用に関すること。
- (6) その他女性センターの設置目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第3条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(開館時間)

第4条 女性センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用手続等)

第5条 施設を利用しようとする者は、市規則の定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とした利用であると認めるとき。

(3) 女性センターの管理上支障があると認めるとき。

(4) その他市長が使用を不相当であると認めるとき。

(使用料)

第6条 施設の使用料は、無料とする。

(利用の承認の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に違反して利用したとき。

(2) この条例又は市長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により利用に供することができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第8条 第5条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用を終了したときは、利用した施設を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設又は付属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第10条 女性センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	23 - (2)	協定項目名	国際交流・友好都市事業
専門部会名	教育部会・産業部会	分科会名	生涯学習分科会・観光物産分科会 農林水産分科会
調整方針	1 新治村の友好交流については、現行のとおり土浦市に引き継ぐものとする。 2 国際交流団体については、合併時に土浦市の制度に統一する。		

参考事項

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
友好都市	フリードリッヒスハーフェン市 (ドイツ) 【経 緯】 1 . 1929年フリードリッヒスハーフェン市で製造されたツェッペリン伯号が土浦市に飛来している歴史的な都市 2 . フリードリッヒスハーフェン市は、ボーデン湖、土浦市は霞ヶ浦と両市とも湖に面した都市であり、ボーデン湖水質浄化に成功し、水質浄化に関する共通点 3 . 市の形態が両市とも商・工業都市 【事業概要】 友好事業として両市長等の表敬訪問をはじめ、土浦市の英文イラストマップ、絵画、写真等の送付を行うとともに、かすみがうらマラソン大会への選手招待や文化交流を図っている。	無し。	現行のとおりとする。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
友好交流	<p>天童市（山形県）</p> <p>【経 緯】 天保4年から明治2年までの間、土屋藩（土浦藩）の領地の一部が存在</p> <p>【事業概要】 平成8年天童桜まつり人間将棋の表敬訪問や土浦全国花火競技大会への招待などを通し、「土浦物産展」「天童フェア」等の物産交流により産業の振興及び活性化を図っている。</p>	<p>大雄村（秋田県）</p> <p>【経 緯】 大雄村における農業振興、集落農場化対策調査研究</p> <p>【事業概要】 「新しい里づくり」友好村宣言による農業祭や学童の「風っ子・雪ん子交流」など交流を図っている。</p> <p><small>にい は る む ら</small> 新治村（群馬県）</p> <p>【経 緯】 全国で唯一同じ行政名を名乗っており、「たくみの里」を整備し全国の脚光をあび、猿ヶ京温泉郷を中心に多数の観光客を誘致しており、さらには観光果樹事業にも力をいれるなど、「小町の里」を中心として観光事業との共通点</p> <p>【事業概要】 村民号の訪問にはじまり、平成13年「にい は る 夏まつり」への郷土芸能参加や、「村まつり」での物産交流、各種団体等の研修で交流を図っている。</p>	土浦市・新治村の現行のとおりにする。
国際交流団体	<p>土浦市国際交流協会</p> <p>【目 的】 土浦市民を主体とした幅広い分野に</p>	無し。	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
国際交流団体	<p>おける国際交流を推進し、市民の理解と関心を高め、国際感覚を持つ人材の育成を図るとともに、国際化に向けた地域づくりに寄与する。</p> <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土浦発!!地球市民セミナーの開催 2 中学生海外派遣事業 3 土浦国際交流デイキャンプ 4 多国語講座 5 キララまつりへの参加 6 友好都市交流事業 7 日本語教室の実施(ユネスコ協会との共催) 8 外国人生活ガイドブックの配布 9 国際交流ボランティアの募集 10 広報紙等の発行 <p>【会員数】112人(法人等含む)</p>		

【他地域の事例】

【協定項目：国際交流・友好都市事業】

新市名称	関係市町村	調整方針
つくば市 (H14.11.1)	つくば市 荃崎町	原則としてつくば市の制度を適用するものとする。 ただし、荃崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。
南アルプス市 (15.4.1)	八田村 白根町 芦安村 若草町 櫛形町 甲西町	友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。
常陸太田市 (H16.12.1)	常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村	1 姉妹都市、有縁友好交流、国際交流等については、新市に引き継ぐものとする。 2 国際交流団体等については、新市において調整を行うものとする。
前橋市 (H16.12.5)	前橋市 大胡町 宮城村 粕川村	大胡町の姉妹都市提携については、前橋市に引き継ぐものとする。
筑西市 (H17.3.28)	下館市 関城町 明野町 協和町	1 姉妹都市・友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 各種交流事業については、合併後に調整するものとする。

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	23 - (3)	協定項目名	地区長・コミュニティ関係事業
専門部会名	市民生活部会	分科会名	市民活動分科会
調整方針	1 地区長の制度については、合併時に土浦市の制度に統一する。 2 地区長関係団体については、合併時に土浦市の制度に統一する。 3 まちづくり市民会議、地区市民委員会については、合併時に土浦市の制度に統一する。 4 地域公民館整備事業については、合併時に土浦市の制度に統一する。		

参考事項

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
地区長等	<p>【目的】 地域住民の意向を尊重し、市長が地区長及び副区長を委嘱し、市政の徹底と円滑な運営を図る。</p> <p>【事業内容】 市民に対する周知事項の伝達に関すること。 市民の要望事項の連絡に関すること。 衛生に関すること。 その他市長において必要と認めた事項</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【委託料等】 ・地区長事務委託料 年間基本額 35,000円 世帯割 一戸あたり 650円</p>	<p>【目的】 地域住民の意向を尊重し、村長が地区長を委嘱し、村政の徹底と円滑な運営を図る。</p> <p>【事業内容】 広報誌や各行政機関からの文書の配布 環境美化推進委員活動 補助機関の会費募金の取りまとめ 敬老会開催の協力 防犯灯の新設申請・維持管理 各種要望のとりまとめ</p> <p>【任期】 1年</p> <p>【委託料等】 ・区長報酬 年間基本額 30,000円 世帯割 一戸あたり 800円 ・連絡員 常会長 世帯一戸あたり 700円 班長 年間 6,000円</p>	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。</p>

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
地区長関係団体	<p>【名 称】 土浦市地区長連合会</p> <p>【目 的】 各地区長相互の連絡調整をはかり、民主的にして明朗な町内自治の確立を期するためその運営改善に関し、研究協議し、市民福祉の増進に努めるとともに市行政に協力し、市政の向上発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員構成】 会長1名(理事の互選)、副会長9名以下(理事の互選)、理事若干名、監事2名</p> <p>【任 期】 2 年</p>	<p>【名 称】 新治村区長会</p> <p>【目 的】 各区長相互の親睦及び連絡調整をはかるとともに村行政への協力、行政発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員構成】 会長1名(旧3村の輪番制)、副会長2名以下(旧3村の輪番制)</p> <p>【任 期】 1 年</p>	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。 新治地区においては、ブロック会を組織する。</p>
まちづくり市民会議	<p>【目 的】 土浦市の市民憲章にのっとり、各中学校地区を単位として組織された地区市民委員会相互の連絡調整、意見の交換及び共同事業の計画樹立等を行い、市民自らの手による住み良いさわやかなまちづくりに寄与する。</p> <p>【事業内容】 専門部活動 花いっぱい運動 「市の木・市の花・市の鳥」普及運動</p>	無し。	<p>合併時に土浦市の制度に統一する。</p>

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
まちづくり市民会議	【役員構成】 議長 1名 副議長 2名 監事 2名 理事 若干名 幹事 7名		
地区市民委員会	【目 的】 各中学校地区の公民館を「地区コミュニティセンター」に位置づけ、センターを活動拠点として、保健福祉、住民活動、生涯学習等に係る、様々な事業活動を展開する。 【設置委員会数】 一中地区市民委員会ほか6カ所 【事業内容】 地域の資源を活かしたコミュニティ活動の推進 基礎的コミュニティ活動 地域ネットワークの拡大 【主な活動】 専門部による活動 福祉部 ふれあいネットワークへの参加協力等 安全部 防犯運動、交通安全思想の啓発等 環境部 ごみの減量化、環境美化運動等	無し。	合併時に土浦市の制度に統一する。 新治地区においては、地区市民委員会を組織する

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
地区市民委員会	スポーツ・健康部 各種スポーツレクリエーション活動 青少年育成部 地域と学校との連携強化等 文化広報部 広報紙の発行等		
地域公民館整備事業	<p>【目 的】 地域コミュニティ活動の拠点である「地域コミュニティ施設整備」の補助を行うことにより、地域コミュニティの活性化と自治組織の醸成を図る。</p> <p>【事業内容】 補助金額 ア．新築 工事費及び用地費合算の3分の2とし、2,000万円限度（建築費1平方メートル16万円限度） イ．増築 工事費の3分の2とし、1,000万円限度（工事費1平方メートル16万円限度） ウ．修繕 工事費の3分の2とし、500万円限度 補助の対象 1町内1館の地域コミュニティ施設が対象</p>	無し。	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
地域公民館整備事業	<p>要望書の提出 事業を実施しようとする年度の前 年度の7月までに提出</p> <p>根拠：土浦市地域コミュニティ施設 新築等補助金交付要綱</p>		

【他地域の事例】

【協定項目：地区長・コミュニティ関係事業】

新市名称	関係市町村	調整方針
<p>潮来市 (H13.4.1)</p>	<p>潮来町 牛堀町</p>	<p>(1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。 (2) 報酬については、現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。</p>
<p>つくば市 (H14.11.1)</p>	<p>つくば市 荃崎町</p>	<p>行政連絡機構については、合併年度は、現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。</p>
<p>日立市 (H16.11.1)</p>	<p>日立市 十王町</p>	<p>(1) 十王町の区域においては、合併後速やかにコミュニティ組織の設立に努め、日立市のコミュニティ制度との統一を図るものとする。 (2) 十王町の区長及び連絡員制度については、平成18年度末までに廃止するものとする。</p>
<p>常陸太田市 (H16.12.1)</p>	<p>常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村</p>	<p>合併後2年度を目途に常陸太田市の制度に統一するものとする。</p>
<p>水戸市 (H17.2.1)</p>	<p>水戸市 内原町</p>	<p>内原町の住民組織は、水戸市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。</p>

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	23 - (6)	協定項目名	納税関係事業
専門部会名	総務部会	分科会名	納税分科会
調整方針	1 前納報奨金制度については、現行のとおりとする。 2 口座振替制度については、合併時に土浦市の制度に統一する。 3 市町村税嘱託徴収員制度については、合併時に土浦市の制度に統一する。		

参考事項

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
前納報奨金制度	<p>【内容】 納税者が、第1期の納期に第2期、第3期及び第4期の納付額に相当する税金の全額を納付した場合に交付する。</p> <p>【該当する税】 個人市民税・固定資産税（都市計画税）</p> <p>【報奨金交付率】 前納した税額の100分の0.3×納期前月数（10円未満の端数がある場合は切り捨て）</p> <p>【限度額】 10万円</p>	<p>【内容】 納税者が、第1期の納期に第2期、第3期及び第4期の納付額に相当する税金の全額を納付した場合に交付する。</p> <p>【該当する税】 個人村民税・固定資産税</p> <p>【報奨金交付率】 前納した税額の100分の0.3×納期前月数（10円未満の端数がある場合は切り捨て）</p> <p>【限度額】 10万円</p>	土浦市・新治村の現行のとおりとする。
口座振替制度	<p>【対象税目】 固定資産税（都市計画税）、市県民税、軽自動車税</p>	<p>【対象税目】 固定資産税、村県民税、軽自動車税</p>	合併時に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
口座振替制度	<p>【取扱い金融機関】 指定金融機関 収納代理金融機関 郵便局</p> <p>【振替日】 納期限</p> <p>【口座振替手数料】 銀行等 10円 / 1件 郵便局 10円 / 1件</p> <p>【手続き】 依頼者が市税等預金口座振替・納付書送付依頼書兼変更・解約届を市役所納税課又は金融機関に提出</p>	<p>【取扱い金融機関】 指定金融機関 指定代理金融機関 収納代理金融機関 郵便局</p> <p>【振替日】 納期限</p> <p>【口座振替手数料】 銀行等 10円 / 1件 郵便局 10円 / 1件</p> <p>【手続き】 依頼者が新治村村税等預金口座振替依頼書・廃止届を村役場税務課又は金融機関に提出</p>	
市町村税嘱託徴収員制度	<p>【目的】 景気低迷等により、市税の滞納繰越額が増加傾向にあることから制度導入により、新規滞納者と早い段階から折衝を持ち、累積滞納を未然に防ぐとともに、市税の確保を図る。</p> <p>【賃金】(平成15年度) 月基本給 50,000円 徴収割額 徴収額の100分の4 口座加入割 1件につき 1,000円 出勤割 1日につき 2,000円</p>	無し。	合併時に土浦市の制度に統一する。

【納税関係事業に関する法令】

地方税法

(個人在市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人在市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人在市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。

【他地域の事例】

【協定項目：納税関係事業】

新市名称	関係市町村	調整方針
潮来市 (H13.4.1)	潮来町 牛堀町	納税組合奨励金 当面現行どおりとし、合併後3年を目途に調整し、統一を図るものとする。
つくば市 (H14.11.1)	つくば市 荃崎町	原則としてつくば市の制度を適用するものとする。 ただし、郵便局での納付、納税貯蓄組合に対する報奨金等については、合併後速やかに調整する。
日立市 (H16.11.1)	日立市 十王町	1 日立市が実施している納税貯蓄組合に係る完納奨励金制度及び組合維持管理補助金制度については、合併年度をもって廃止するものとする。 2 十王町が実施している前納報奨金制度及び納税組合長に係る報酬制度については、合併年度をもって廃止するものとする。 3 納税制度における納税貯蓄組合の意義を踏まえ、新市において新たな運営制度を整備するものとする。
常陸太田市 (H16.12.1)	常陸太田市 金砂郷町 水府村 里美村	1 前納報奨金については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。 2 納税組合については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。 3 口座振替については、合併の翌年度に常陸太田市の制度に統一する。
筑西市 (H17.3.28)	下館市 関城町 明野町 協和町	1 前納報奨金については、合併時に統一する。 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引継ぎ、謝礼金については、合併後速やかに統一する。補助金等については、合併時まで調整する。 3 税の督促及び催告については、合併時に統一する。 4 口座振替納税制度については、合併時に対象税目、取扱い金融機関を統一する。

土浦市・新治村合併協議会の調整内容

協定項目番号	23 - (7)	協定項目名	防犯・交通安全関係事業
専門部会名	市民生活部会	分科会名	生活安全分科会
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯灯補助については、合併の翌年度に土浦市の制度に統一する。 2 自主防犯組織結成事業については、合併時に土浦市の制度に統一する。 3 交通安全計画については、合併時に統一する。 4 交通安全対策協議会については、現行のとおりとする。 5 交通安全対策推進協議会については、合併時に土浦市の制度に統一する。 		

参考事項

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
防犯・交通関係団体の現況	【名称】 土浦地区防犯協会 【内容】 ・防犯に関する事業、暴力追放・排除思想の普及啓発、風俗環境浄化のための活動への協力援助、犯罪の予防、青少年の健全育成のための活動、地域安全活動への協力援助、功労のある個人及び団体の表彰等 ・会員数 1,304人 【関係団体】 土浦市防犯連絡員協議会	【名称】 土浦地区防犯協会 【内容】 ・防犯に関する事業、暴力追放・排除思想の普及啓発、風俗環境浄化のための活動への協力援助、犯罪の予防、青少年の健全育成のための活動、地域安全活動への協力援助、功労のある個人及び団体の表彰等 ・会員数 1,304人 【関係団体】 新治村防犯連絡協議会	
	【名称】 (財)土浦地区交通安全協会 【内容】 ・交通マナー向上活動、各期における街頭活動、交通安全フェスティバルの	【名称】 (財)土浦地区交通安全協会 【内容】 ・交通マナー向上活動、各期における街頭活動、交通安全フェスティバルの開	

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
防犯・交通関係団体の現況	<p>開催、交通安全の日(毎月1日)高齢者交通安全の日(毎月15日)の広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 119名 <p>【関係団体】 (財)土浦地区交通安全協会土浦支部</p>	<p>催、交通安全の日(毎月1日)高齢者交通安全の日(毎月15日)の広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 119名 <p>【関係団体】 (財)土浦地区交通安全協会新治支部</p>	
	<p>【名称】 土浦地区交通安全母の会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教育への協力と推進、地域・職域における交通安全座談会、講演会並びに講習会の開催、交通安全思想の普及習得と推進、シートベルト、チャイルドシートの着用促進、交通安全施設充実の推進等 ・役員数 78人 <p>【関係団体】 土浦市交通安全母の会</p>	<p>【名称】 土浦地区交通安全母の会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教育への協力と推進、地域・職域における交通安全座談会、講演会並びに講習会の開催、交通安全思想の普及習得と推進、シートベルト、チャイルドシートの着用促進、交通安全施設充実の推進等 ・役員数 78人 <p>【関係団体】 新治村交通安全母の会</p>	
防犯灯補助	<p>【防犯灯設置費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置経費に対する補助 <p>(1) 新規設置 1基につき25,000円限度</p> <p>(2) 特例 1基につき50,000円限度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費に対する補助 <p>(1) 灯柱交換を含む点滅器及びカサの交換にかかる工事 1基につき15,000円限度</p>	<p>【防犯灯設置費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内の防犯灯 1基につき10,000円 ・集落外の防犯灯 村で設置 ・防犯灯設置数 1,110灯(H15年度末) 	合併の翌年度に土浦市の制度に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
防犯灯補助	(2)点滅器及びカサの交換・修繕(電球等消耗品の交換は含まず) 1 基につき 1 0 , 0 0 0 円限度 ・ 防犯灯設置数 1 0 , 5 0 0 灯 (H 1 5 年度末)		
	【防犯灯電気料金補助】 ・ 当該自治会が前年度の末月に支払った防犯灯にかかる電気料金の総額の 7 倍に相当する額を限度額とする。ただし、年一括払いを選択した町内会にあっては一括払いした金額の 1 2 分の 7 に相当する額を限度額とする。	制度なし	合併の翌年度に土浦市の制度に統一する。
自主防犯組織結成事業	【目的】 ・ 町内会 (自治会) における防犯組織の結成を促し、地域の自主的な防犯活動を支援して、安心して安全なまちづくりを図る。 【交付金】 ・ 自主防犯組織を設置するにあたり、防犯用具等の購入代として 1 町内会に 5 0 , 0 0 0 円を上限として交付する。 平成 1 6 年度 8 0 町内	制度なし	合併時に土浦市の制度に統一する。
交通安全計画	【名称】土浦市交通安全計画 【内容】 ・ 人命尊重を基本理念とした「安全で	制定していない。	合併時に統一する。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
交通安全計画	<p>快適な交通環境」の推進に当たり、道路交通の安全対策に関して講ずべき施策を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通環境の整備 2 交通安全思想の普及徹底 3 安全運転の確保 4 自転車安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 6 緊急時における救助・救急体制の整備 7 損害賠償の適正化と被害者対策の推進 ・計画期間 平成 13 年度～平成 17 年度 		
交通安全対策協議会	<p>【名称】 土浦地区交通対策協議会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入自治体 土浦市、霞ヶ浦町、新治村、阿見町 ・各期における街頭活動、毎月 1 日（交通安全の日）における安全活動、交通事故多発路線交通パトロール、高齢者安全教室・高齢者宅訪問指導等の実施、飲酒運転追放三ない運動の推進、交通功労者の表彰、事故防止緊急活動の実施等 ・委員数 59 人 	<p>【名称】 土浦地区交通対策協議会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入自治体 土浦市、霞ヶ浦町、新治村、阿見町 ・各期における街頭活動、毎月 1 日（交通安全の日）における安全活動、交通事故多発路線交通パトロール、高齢者安全教室・高齢者宅訪問指導等の実施、飲酒運転追放三ない運動の推進、交通功労者の表彰、事故防止緊急活動の実施等 ・委員数 59 人 	現行のとおりとする。

現 況			具体的な調整方法
項 目	土 浦 市	新 治 村	
交通安全対策推進協議会	<p>【名称】 土浦市交通安全対策推進協議会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種キャンペーン・イベント等による交通安全意識の啓発、街頭指導・立哨、高齢者保護マーク及び反射材の普及促進、シートベルト着用啓発、チャイルドシートの利用促進と正しい着用指導等 ・委員数 30人 	<p>【名称】 新治村交通安全対策推進協議会</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な交通安全対策の推進、交通安全運動の実施、交通安全施設の整備促進等 ・委員数 24人 	合併時に土浦市の制度に統一する。

【他地域の事例】

【協定項目：防犯・交通安全関係事業】

新市名称	関係市町村	調整方針
<p>会津若松市 (H16.11.1)</p>	<p>会津若松市 北会津村</p>	<p>(交通安全関係事業：抜粋)</p> <p>4 防犯協会及び交通安全協会関係事業は、合併時に会津若松市の制度に統一することとし、北会津村防犯協会及び交通安全協会は、会津若松市地区別の防犯協会及び交通安全協会に移行する。</p> <p>5 交通対策協議会、防犯灯補助、チャイルドシート等購入補助は、合併時に会津若松市の制度に統一する。</p> <p>6 その他の交通安全関係事業は、必要に応じて調整し、会津若松市の制度に統一するものとする。</p>
<p>水戸市 (H17.2.1)</p>	<p>水戸市 内原町</p>	<p>(消防・防犯事業の取扱い：抜粋)</p> <p>内原町の消防及び防犯事業は、水戸市の制度に統一する。</p> <p>防犯灯のうち、内原町が設置したものについては、更新時まで水戸市が管理する。</p>
<p>筑西市 (H17.3.28)</p>	<p>下館市 関城町 明野町 協和町</p>	<p>1 交通安全対策施設整備事業については、新市においても整備に努めるものとする。</p> <p>2 交通安全啓発事業については、新市においても実施するものとする。</p> <p>3 県民交通災害共済事業については、新市においても実施するものとする。なお、加入事務等については、新市において調整するものとする。</p>
<p>柏市 (H17.3.28)</p>	<p>柏市 沼南町</p>	<p>(安全消防関係事業：抜粋)</p> <p>キ 防犯対策事業については、両市町の内容に違いがあるため、柏市の制度を適用し、沼南地域に範囲を拡大して実施する。</p>

3 報 告 事 項

配布資料

- 1 第6回土浦市・新治村合併協議会 会議次第
- 2 第6回土浦市・新治村合併協議会（冊子）
- 3 新市建設計画関係資料（議案第14号関係資料）
 - （1）新市建設計画【計画の前提】
 - （2）新しいまちづくりのためのアンケート
(自由意見集計)
 - （3）新市将来構想（素案） 修正表
 - （4）新市建設計画【新市将来構想案】
 - （5）新市の施策の考え方